

住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第11条及び第11条の2の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧（以下「閲覧」という。）について、必要な事項を定めることにより、住民に関する記録の適正な管理を行い、もって住民の個人情報の保護を図ることを目的とする。

(閲覧請求書、申出書等)

第2条 法第11条第1項の規定による国又は地方公共団体の機関の請求（以下「国等の請求」という。）については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出させるものとする。

- (1) 次号に掲げる場合以外の場合 住民基本台帳閲覧請求書（様式第1）
- (2) 犯罪捜査に関するものその他特別の事情により請求事由を明らかにすることが事務の性質上困難である場合 住民基本台帳閲覧請求書（様式第2）
- 2 法第11条の2第1項の規定による個人又は法人の申出（以下「個人等の申出」という。）による閲覧については、次に掲げる書類を提出させるものとする。
 - (1) 住民基本台帳閲覧申出書（様式第3。以下「申出書」という。）
 - (2) 住民基本台帳閲覧誓約書（様式第4。以下「誓約書」という。）
 - (3) 申出者が法人の場合にあっては、法人としての実態及び個人情報の管理体制等が確認できる事業の概要の分かる資料（法人登記など）及び個人情報保護法を踏まえた事業者の対応の分かる資料（プライバシーポリシーなど）

(閲覧リスト)

第3条 住民基本台帳閲覧リスト（様式第5。以下「閲覧リスト」という。）に記載する事項は、住所、氏名、生年月日及び性別とする。

- 2 閲覧リストは、毎月改製し、改製の基準日は、当該月の1日現在とする。ただし、改製後の閲覧リストは、当該月の15日から閲覧に供するものとする。
- 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）及びストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）における被害者で支援措置を講じているものについては、閲覧リストに含まないものとする。

(閲覧の受付)

第4条 閲覧の受付は、来庁又は電話による予約で行う。

- 2 閲覧の予約受付時間は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 3 閲覧は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までを1日単位とし、原則として1日単位1機関（1人又は1法人）を先着順に受け付ける。
- 4 受付日の属する月の翌月末までの予約を受け付ける。

(事前審査)

第5条 前条第1項の規定による予約をした者は、閲覧する日の14日前までに第2条第1項各号又は第2項各号に規定する書類を提出し、事前審査を受けなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(申出事由等の確認)

第6条 市長は、個人等の申出に係る閲覧の目的を確認するため、申出書及び誓約書に記載された内容を申出者及び閲覧者に質問し、又は必要に応じ申出の目的に係る追加資料を提出させるものとする。

(閲覧者の本人確認)

第7条 閲覧者については、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、運転免許証その他の官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等で本人の写真が貼付されているものにより、本人確認を行うものとする。

2 前項の規定による本人確認ができなかったときは、住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者に関する照会書(様式第6)を閲覧者に郵送し、回答書を持参させることにより本人確認を行うものとする。

(確認事項の補記)

第8条 前2条の確認をしたときは、市長は、請求書、申出書及び誓約書にその旨を記載するものとする。

(営利目的以外の居住関係の確認のための閲覧)

第9条 法第11条の2第1項第3号の規定により閲覧をさせることができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 訴訟を提起する際に相手方の居住関係を確認する必要がある場合
- (2) その他、特別の事情により居住関係の確認をする必要があり、かつ、他に手段がないと市長が認める場合

(閲覧の拒否)

第10条 国等の請求又は個人等の申出があった場合、次のいずれかに該当するときは、当該国等の請求又は個人等の申出に応じないものとする。

- (1) 第5条の規定に基づく事前審査及び第6条の規定に基づく申出事由等の確認をしても、なお閲覧の目的が明らかにならないとき。
- (2) 差別的事象につながるおそれがあると認められるとき。
- (3) 個人のプライバシーの侵害につながるおそれがあると認められるとき。
- (4) 他人の名誉毀損につながるおそれがあると認められるとき。
- (5) 不当な目的に利用されるおそれがあると認められるとき又は不当な目的ではないと証明できないとき。
- (6) ダイレクトメールその他これに類するものの送付を目的とする場合
- (7) 個別訪問を目的とする場合
- (8) 天災等により閲覧リストが亡失及び毀損したとき。

(閲覧の遵守事項)

第11条 閲覧者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 誓約書の誓約事項を守ること。
- (2) 指定された場所以外で閲覧しないこと。
- (3) 閲覧リストの抜取り、毀損又は書き加えをしないこと。
- (4) 閲覧中に携帯電話、複写機、カメラ等を使用しないこと。
- (5) 職員の事務執行の妨げになる行為をしないこと。

(6) 職員の指示に従うこと。

(閲覧の中止)

第12条 閲覧者が前条に規定する遵守事項に違反する場合又は引続き閲覧させることが不相当であると認める場合には、閲覧の時期を変更させ、又は閲覧を中止させるものとする。

(閲覧状況の公表)

第13条 市長は、法第11条第3項及び法第11条の2第12項の規定に基づき、毎年6月号の広報いわくらにおいて、閲覧の状況について公表するものとする。

(補則)

第14条 閉庁日（岩倉市の休日を定める条例（平成3年岩倉市条例第1号）第1条に規定する日）及び閉庁日の翌日は、閲覧に応じないものとする。

2 閲覧者は、1法人2名以内とする。

3 請求に係る住民の範囲を原則として、町・字・丁目の区域に限定するものとする。

4 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。